



第118回

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2023年6月23日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所

東京都港区新橋一丁目6番5号
日本道路株式会社10階会議室

末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件



日本道路株式会社

証券コード: 1884



株主の皆様には、日頃よりご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

第118回定時株主総会を2023年6月23日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の決議事項、報告事項及び2022年度の事業の概要をご説明申し上げますのでご覧くださいませようお願い申し上げます。

代表取締役社長

石井敏行

目次

招集ご通知

第118回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	5

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件	7
第2号議案 監査役1名選任の件	14
第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	16

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	17
2. 会社の現況に関する事項	26

連結計算書類	39
--------	----

計算書類	42
------	----

監査報告	45
------	----

ご参考 NICHIDO Topics	51
-----------------------	----

株主各位

証券コード 1884
2023年6月1日
(電子提供措置の開始日 2023年5月25日)
東京都港区新橋一丁目6番5号

日本道路株式会社
代表取締役社長 石井 敏行

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第118回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.nipponroad.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「日本道路」または「コード」に当社証券コード「1884」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月23日(金曜日)午前10時 (受付開始：午前9時)
2 場 所	東京都港区新橋一丁目6番5号 日本道路株式会社10階会議室 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第118期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第118期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
4 招集にあたっての決定事項	1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 3. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

<株主の皆様へのお願い>

- 運営スタッフは、検温、体調を確認のうえ対応をさせていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、また監査役が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

<インターネットによる事後動画配信のお知らせ>

- 株主様に本株主総会の模様をご覧いただくことができるよう、準備ができ次第、当社ウェブサイトにて事後の動画配信をいたします。
当社株主総会ウェブサイト <https://www.nipponroad.co.jp/ir/stock/meeting/>
- ご視聴は当社株主様限定とさせていただきます。ご視聴には議決権行使書用紙等に記載の2023年3月31日時点の株主番号（9桁）と郵便番号（ハイフンなしの7桁）が必要です。

本総会に係る招集ご通知につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。電子提供制度または書面交付請求に関する詳細は、みずほ信託銀行証券代行部までお問い合わせください。

<電子提供制度または書面交付請求に関するお問い合わせ先>

みずほ信託銀行証券代行部 0120-524-324（平日9：00～17：00）

https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/category/show/72?site_domain=daikou

議決権行使についてのご案内

株主の皆様におかれましては「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権のご行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席



議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時

6月23日（金曜日）
午前**10時**
(受付開始：午前9時)

議決権行使書用紙をご郵送



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。

行使期限

6月22日（木曜日）
午後**5時30分**到着

インターネット等によるご行使



当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

6月22日（木曜日）
午後**5時30分**まで

▶ 詳細は次頁をご確認ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

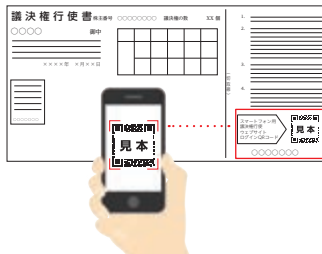
※議決権行使書はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

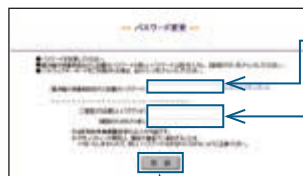
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、事前のご利用申込みにより株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類


第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員するとともに、経営の透明性及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会出席回数 (2022年度)	在任年数
1	再任 石井敏行	代表取締役社長	100% (15回/15回)	7年
2	新任 兵藤政和	専務執行役員	— 注1	—
3	再任 伊藤馨	取締役専務執行役員	100% (15回/15回)	4年
4	再任 河西俊彦	取締役常務執行役員	100% (15回/15回)	2年
5	新任 高杉丈之	常務執行役員	— 注1	—
6	再任 社外 独立 松本拓生	社外取締役	93% (14回/15回)	4年
7	再任 社外 独立 森村望	社外取締役	100% (12回/12回) 注2	1年
8	新任 社外 独立 小棹ふみ子	—	— 注1	—

(注) 1. 新任の取締役候補者のため当該事項はございません。

2. 森村望氏の取締役会出席回数は、2022年6月24日開催の第117回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会を対象としております。


候補者番号 1		いし い としゆき 石井 敏行 (1958年2月26日生)	再任 在任期間 7年 取締役会出席 100%(15回/15回)
所有する当社の株式数			2,900株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社
2016年 6月	当社取締役執行役員
2017年 4月	当社取締役常務執行役員
2019年 4月	当社取締役専務執行役員
2021年 4月	当社代表取締役執行役員副社長
2022年 4月	当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

石井敏行氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有するとともに、2016年に取締役執行役員に就任、2021年には代表取締役に就任し、以来、当社グループの企業価値向上を目指してリーダーシップと決断力を以てその職責を果たしております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2		ひょうどう まさかず 兵藤 政和 (1960年4月19日生)	新任 在任期間 一年 取締役会出席 —
所有する当社の株式数			0株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4月	清水建設株式会社入社
2010年 4月	同社九州支店経理部長
2014年 4月	同社北海道支店副支店長
2016年 4月	同社財務部長
2019年 4月	同社執行役員財務部長、関係会社担当
2020年10月	同社執行役員財務担当、I R 担当
2021年 6月	清和綜合建物株式会社非常勤取締役 (2023年6月退任予定)
2023年 4月	当社専務執行役員 (現任)

現在の当社における担当

管理本部副本部長

取締役候補者とした理由

兵藤政和氏は、清水建設株式会社において、財務部長、執行役員財務担当等を歴任し、現在は当社専務執行役員を務めております。同氏は建設業における幅広い経験と豊富な専門知識を有し、取締役として求められる見識と能力を兼ね備えていることから、当社が継続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、適切な人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3



いとう かおる
伊藤 馨

(1963年2月12日生)

再任

在任期間 4年
取締役会出席 100%(15回/15回)

所有する当社の株式数

2,900株

略歴、当社における地位及び
担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2015年4月 当社生産技術本部工事部長
2016年4月 当社中部支店長
2017年4月 当社執行役員中部支店長
2019年4月 当社常務執行役員営業本部長
2019年6月 当社取締役常務執行役員
2022年4月 当社取締役専務執行役員(現任)

現在の当社における担当

営業本部長兼安全環境品質・海外事業担当

取締役候補者とした理由

伊藤 馨氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有しており、2017年に執行役員に就任、その後営業本部長として営業部門を統括、2019年には取締役常務執行役員に就任、2022年に取締役専務執行役員に就任し、当社グループの継続的な企業価値の向上に貢献しております。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4



かさい としひこ
河西 俊彦

(1965年4月3日生)

再任

在任期間 2年
取締役会出席 100%(15回/15回)

所有する当社の株式数

1,700株

略歴、当社における地位及び
担当並びに重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
2013年4月 当社経理部副部長
2015年4月 エヌディーリース・システム株式会社代表取締役社長
2019年4月 当社経営企画部長
2020年4月 当社執行役員経営企画部長
2021年6月 当社取締役執行役員経営企画部長
2023年4月 当社取締役常務執行役員(現任)


現在の当社における担当

経営推進本部長

取締役候補者とした理由

河西俊彦氏は、経理部副部長、子会社のエヌディーリース・システム株式会社の社長や経営企画部長を務めるなど、財務・会計・経営に関し豊富な経験と高い見識を有しております。また、2020年に執行役員に就任、2021年には取締役執行役員に就任、2023年4月から取締役常務執行役員に就任し、当社グループの継続的な企業価値の向上に貢献しております。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。


候補者番号 5	 たかすぎ たけし 高杉 丈之 (1964年4月29日生)	新任 在任期間 一年 取締役会出席 一	所有する当社の株式数 1,700株
-----------------------	--	---------------------------	-----------------------------

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社
2016年4月	当社九州支店長
2017年4月	当社執行役員九州支店長
2019年4月	当社執行役員北関東支店長
2022年4月	当社常務執行役員（現任）

現在の当社における担当 生産技術本部長

取締役候補者とした理由 高杉丈之氏は、当社において長年にわたり建設業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有しており、2017年から執行役員九州支店長・北関東支店長を歴任、その後生産技術本部長として工事部門を統括し、取締役として求められる見識と能力が培われております。当社が、継続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、適切な人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6	 まつもと た く 松本 拓生 (1972年11月22日生)	再任 社外 独立 在任期間 4年 取締役会出席 93%(14回/15回)	所有する当社の株式数 0株
-----------------------	--	--	-------------------------

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1999年4月	第二東京弁護士会登録
2001年5月	TMI総合法律事務所入所
2006年3月	ニューヨーク州弁護士資格取得
2007年1月	TMI総合法律事務所パートナー
2014年4月	恵比寿松本法律事務所代表（現任）
2018年9月	株式会社エプリー社外監査役（現任）
2019年6月	当社社外取締役（現任）
2021年6月	全保連株式会社社外監査役（現任）
2022年6月	株式会社フェローテックホールディングス社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 松本拓生氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての見識及び国内外の企業買収や企業不祥事案件などに携わった幅広い経験を有し、独立性が高いことから中立的かつ客観的立場で経営の監視を遂行することに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化の役割を果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

7



もりむら
森村 望

(1957年7月10日生)

再任 社外 独立

在任期間 1年
取締役会出席 100%(12回/12回)

所有する当社の株式数 0株

**略歴、当社における地位及び
担当並びに重要な兼職の状況**

1980年 4月 東陶機器株式会社 (現 TOTO株式会社) 入社
2010年 4月 TOTO株式会社執行役員名古屋支社長
2013年 4月 同社上席執行役員販売統括本部担当
2013年 6月 同社取締役常務執行役員販売統括本部担当
2016年 4月 同社取締役専務執行役員販売推進グループ、お客様、デザイン担当兼Vプラン日本住設事業担当
2017年 4月 同社代表取締役副社長執行役員販売関連管掌、お客様、文化推進、内部監査室担当兼Vプランマーケティング革新担当
2020年 6月 同社顧問
2022年 6月 当社社外取締役 (現任)

**社外取締役候補者とした理由
及び期待される役割の概要**

森村 望氏を社外取締役候補者とした理由は、上場会社経営者としての豊富な経験と実績及び高い見識を有し、独立性が高く中立的かつ客観的立場で経営の監視を遂行することに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化の役割を果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8



こ さ お
小棹 ふみ子

(1954年 4月17日生)

新任 社外 独立

在任期間 一年
取締役会出席 ー

所有する当社の株式数 0株

**略歴、当社における地位及び
担当並びに重要な兼職の状況**

1973年 4月 国税庁入庁
2011年 7月 関東信越国税局行田税務署長
2014年 7月 東京国税局日本橋税務署長
2015年 8月 税理士登録
小棹ふみ子税理士事務所 (現任)
2016年 6月 飛島建設株式会社社外監査役
2017年 3月 株式会社建設技術研究所社外取締役 (現任)
2017年 6月 メタウォーター株式会社社外取締役 (現任)
2020年 7月 株式会社トーエル社外取締役 (監査等委員) (現任)









**社外取締役候補者とした理由
及び期待される役割の概要**

小棹ふみ子氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士としての豊富な経験と専門知識を有し、独立性が高く中立的かつ客観的な立場で経営の監視を遂行することに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化に繋がるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 兵藤政和氏は、過去10年以内において、当社親会社である清水建設株式会社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 松本拓生氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、届け出を継続いたします。
- (2) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- (3) 特定関係事業者の業務執行者等について
該当事項はありません。
4. 森村 望氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、届け出を継続いたします。
- (2) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
- (3) 特定関係事業者の業務執行者等について
該当事項はありません。
5. 小棹ふみ子氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏が選任された場合は東京証券取引所の定める独立役員として指定する予定であります。
- (2) 特定関係事業者の業務執行者等について
該当事項はありません。
6. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役候補者である松本拓生氏及び森村 望氏の再任並びに小棹ふみ子氏の選任が承認された場合には、社外取締役としての期待された役割を十分に発揮できるよう、松本拓生氏、森村 望氏、小棹ふみ子氏との間で会社法第427条第1項及び定款第24条の規定に基づく責任限定契約を松本拓生氏及び森村 望氏と引き続き締結し、小棹ふみ子氏とは新たに締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善悪でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 取締役との役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の28頁に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)
取締役候補者のスキル・マトリックス

氏名	企業経営・ 経営戦略	業界の知見 (技術・営業)	グローバル 経験	DX・ 研究開発	財務・会計	法務・ コンプライアンス・ リスクマネジメント	人事・労務・ 人材開発	サステナビリティ
								
石井 敏行	●	●	●	● (ICT)			●	●
兵藤 政和			●		●	●		●
伊藤 馨		●	●				●	●
河西 俊彦				● (ICT・DX)	●			●
高杉 丈之		●		● (ICT)			●	●
松本 拓生	社外 独立				●	●		
森村 望	社外 独立	●	●			●		
小棹 ふみ子	社外 独立				●	●	●	

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役山森裕一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏 名	現 在 の 地 位	取締役会出席回数 監査役会出席回数	在 任 年 数
再任	やま もり ゆう いち 山 森 裕 一	社 外 監 査 役	100% (15回/15回)	2年
社外			100% (15回/15回)	



やまもり ゆういち
山森 裕一

(1960年1月16日生)

再任 **社外**

在任期間 2年

取締役会出席 100%(15回/15回)

監査役会出席 100%(15回/15回)

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況

1983年 4月 株式会社第一勧業銀行入行（現 株式会社みずほ銀行）
2007年 4月 株式会社みずほ銀行システム運用部部长
2009年 5月 同行お客さまサービス部部长（2011年5月同行退職）
2011年 6月 みずほ情報総研株式会社（現 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）
アウトソーシンググループ審議役
2011年 7月 同社アウトソーシンググループ常務執行役員
2013年 6月 株式会社オリエントコーポレーション
執行役員システムグループシステム企画部長
2019年 4月 同社常務執行役員IT・システムグループ担当
株式会社システムオリエント代表取締役社長
2021年 6月 当社社外監査役（現任）
2021年 6月 株式会社オリエントコーポレーション顧問
2021年 8月 日本アイ・ビー・エムデジタルサービス株式会社特別顧問
2022年 6月 株式会社オリエントインシュア非常勤監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

山森裕一氏は、金融機関等における幅広い業務経験により培われた高度な知見を活かし、取締役の職務執行に関する監査機能を十分に発揮するなど、その役割を適切に果たしていただいていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 山森裕一氏の特記事項について

(1) 同氏は、社外監査役候補者であります。

(2) 同氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

3. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者である山森裕一氏の再任が承認された場合には、期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項及び定款第31条の規定に基づく責任限定契約を引き続き締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。

② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 監査役との役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の28頁に記載のとおりであります。監査役候補者の選任が承認されますと、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第111回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）、監査役の報酬額は、2009年6月26日開催の第104回定時株主総会において、年額60百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、取締役及び監査役の責務や期待される役割がこれまで以上に増大することや経営体制の充実化及びコーポレート・ガバナンスの強化に伴う取締役会の構成の変化等諸般の事項を勘案して、取締役の報酬額を年額380百万円以内（うち社外取締役は年額40百万円以内）、監査役の報酬額を年額70百万円以内へと改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与も含むものとしたいと存じます。

本議案につきましては、あらかじめ代表取締役、独立社外役員から構成される役員人事委員会に諮問し、同委員会において上記の事情を勘案したうえ答申を行ったものであり、事業報告29頁～30頁に記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等にも適合したものであることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査役は4名ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）、監査役は引き続き4名となります。

以上

事業報告(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、原材料価格の高騰、円安の進行やウクライナ情勢等の地政学的な要因があったものの、回復基調で推移しました。

当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）の主要事業である建設業界におきましては、政府建設投資が引き続き20兆円を上回る水準を維持し、民間建設投資も製造業を中心に一部回復傾向が見られたものの、企業の設備投資マインドは引き続き慎重化しました。

このような状況下、当社グループは、官庁工事は積算精度・技術提案力の強化による受注確保、民間工事は質の高い受注拡大に向け、グループ一体となってエリア環境に適合した積極的かつ戦略的営業を実行した結果、工事受注高は1,278億9千6百万円（前連結会計年度比6.3%増）、工事売上高は1,267億4千3百万円（同2.2%減）、製品等を含めた総売上高につきましては1,553億5千3百万円（同0.7%減）となりました。

利益につきましては、建設事業及び製造・販売事業における原材料価格やエネルギー価格の高騰等により、売上総利益は150億5千9百万円（同11.3%減）、営業利益は56億9千5百万円（同30.6%減）、経常利益は59億2千万円（同31.0%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、親会社株式及び政策保有株式を売却したことによる投資有価証券売却益を27億9千1百万円計上したこと等により57億4百万円（同0.6%増）となりました。

	2021年度	2022年度 (当連結会計年度)	前連結会計年度比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
受注高	147,188	156,506	9,317増	6.3%増
(うち工事受注高)	(120,340)	(127,896)	(7,555増)	(6.3%増)
売上高	156,379	155,353	1,026減	0.7%減
(うち工事売上高)	(129,532)	(126,743)	(2,788減)	(2.2%減)
売上総利益	16,968	15,059	1,909減	11.3%減
営業利益	8,202	5,695	2,506減	30.6%減
経常利益	8,582	5,920	2,662減	31.0%減
親会社株主に帰属する当期純利益	5,667	5,704	36増	0.6%増

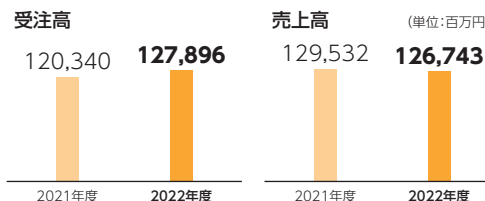
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

建設事業

売上高
126,743百万円
(前連結会計年度比2.2%減)

受注高は前連結会計年度に比べ、6.3%増の1,278億9千6百万円となりました。売上高につきましては、2.2%減の1,267億4千3百万円となりました。

建設事業における当社の主な受注工事・主な完成工事は次のとおりであります。



主な受注工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省 中国地方整備局	令和4年度 静岡 仁摩 道路 大屋 地区 舗装 工事	島 根 県
東日本高速道路株式会社	東北自動車道 R5 仙台管内 舗装補修 工事	宮城県・岩手県
防衛省九州防衛局	築城(4) 駐機場整備 土木その他 工事	福岡県
トヨタモビリティサービス株式会社	(仮称) トヨタレンタカー 赤羽駅前店 新築 工事	東京都
清水建設株式会社	東名菅ヶ谷高架橋 床版取替 工事	静岡県

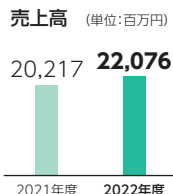
主な完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省 北海道開発局	新千歳空港 北側末端誘導路 新設 外工事	北海道
中日本高速道路株式会社	新東名高速道路 駿河湾沼津SA~新富士IC間 6車線 化工事	静岡県
日本中央競馬会	京都競馬場 整備 工事 (馬場工区)	京都府
一般財団法人日本自動車研究所	A D A S 試験場 新設 工事	茨城県
学校法人 亜細亜学園	日の出キャンパス 再開発計画 第3期 工事	東京都

製造・販売事業

売上高
22,076百万円
(前連結会計年度比9.2%増)

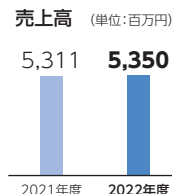
売上高は前連結会計年度に比べ、9.2%増の220億7千6百万円となりました。



賃貸事業

売上高
5,350百万円
(前連結会計年度比0.7%増)

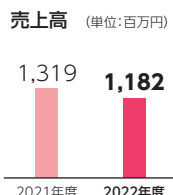
売上高は前連結会計年度に比べ、0.7%増の53億5千万円となりました。



その他

売上高
1,182百万円
(前連結会計年度比10.3%減)

売上高は前連結会計年度に比べ、10.3%減の11億8千2百万円となりました。



2. 重要な設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、42億5千6百万円であります。

(1) 建設事業

経営基盤の整備、施工の合理化を図るため、事務所・機械設備等の拡充更新を中心に7億6千3百万円の設備投資を実施いたしました。

(2) 製造・販売事業

経営基盤の整備、製造コストの削減を図るため、アスファルトプラント設備の拡充更新に8億3千3百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 賃貸事業

ユーザーの希望物件をリースするための賃貸資産等に3億9千8百万円の投資を実施いたしました。

(4) 当社

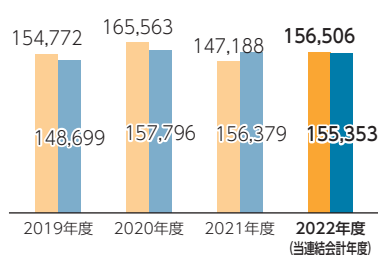
茨城県土浦市に建設中の技術研究所及び研修施設等を集約した複合施設に14億7千3百万円の設備投資を実施いたしました。

3. 重要な資金調達の状況

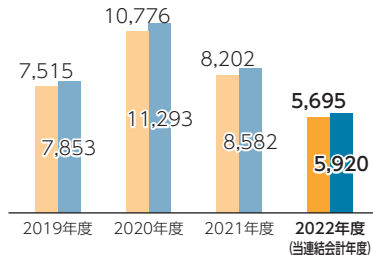
特記すべき資金調達は行っておりません。

4. 財産及び損益の状況の推移

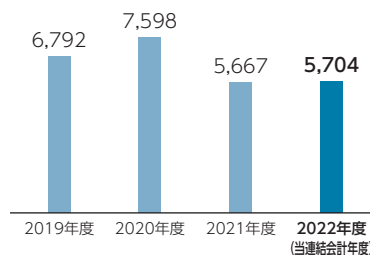
受注高/売上高 (単位:百万円)



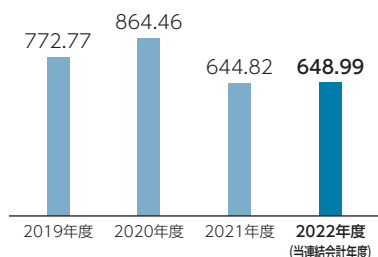
営業利益/経常利益 (単位:百万円)



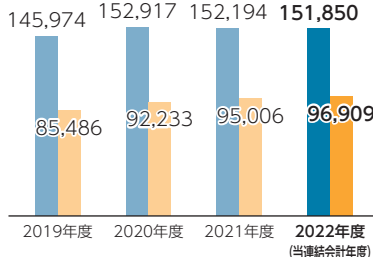
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



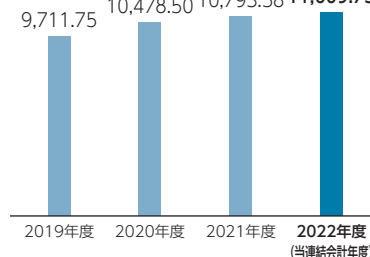
1株当たり当期純利益 (単位:円)



総資産/純資産 (単位:百万円)



1株当たり純資産 (単位:円)



	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	154,772	165,563	147,188	156,506
売上高 (百万円)	148,699	157,796	156,379	155,353
営業利益 (百万円)	7,515	10,776	8,202	5,695
経常利益 (百万円)	7,853	11,293	8,582	5,920
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,792	7,598	5,667	5,704
1株当たり当期純利益 (円)	772.77	864.46	644.82	648.99
総資産 (百万円)	145,974	152,917	152,194	151,850
純資産 (百万円)	85,486	92,233	95,006	96,909
1株当たり純資産 (円)	9,711.75	10,478.50	10,793.58	11,009.73

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産は自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 2021年度期首から、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5. 対処すべき課題

当社グループの主要事業は舗装工事を中心とした建設事業であり、経営環境の変化が激しい中、揺るぎない技術力をもって、都市型・地方型等各地域の実状に即したエリア戦略を策定し、市場競争力の強化を図っていくことが重要課題であると認識しております。また、地域舗装会社の体制をさらに強化することで相乗効果を発揮するとともに、成長戦略としてのM&Aにも積極的に取り組んでおります。

親会社である清水建設株式会社との連携強化につきましては、同社の民間営業網を活用し、質の高い直接受注を増やすことが、当社の事業運営に貢献すると考えております。次に、大型プロジェクトへの協働での取り組みは、新たな領域への挑戦として当社の事業規模の拡大と技術者のさらなるスキルアップに繋がると考えております。また、同社との連携で最新のDXのノウハウと人財を活用することにより、当社グループの新技術の開発・導入、新工法開発、基幹システム・情報セキュリティの強化を図ってまいります。これらの取り組みは、環境負荷低減やコスト削減に繋がるとともに、両社の各部門での人財交流や連携を通じて、働き方改革による職場環境改善、コンプライアンス・ガバナンス強化といったESG経営の推進に繋がるものと考えております。

(1) ESG経営

当社グループは、企業が中長期的な成長を遂げるために必要である3つの要素、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の観点からESG経営を実践しております。

中期経営計画2019（2019～2023年度）では気候変動リスクへの対応として、脱炭素社会の実現に向け温室効果ガス（CO₂）の排出量削減の目標値を設定しており、環境負荷の少ない環境対策型のアスファルトプラント、建設機械、車両を導入し、地球環境に配慮した経営を進めております。2021年10月には「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言に賛同を表明し、2050年のカーボンニュートラル（脱炭素）の実現に向けた取り組みのほか、循環型社会の形成、生物多様性への配慮など環境に対する長期的な目標の達成に向け、当社グループの環境ビジョン「Nichido Blue & Green Vision 2050」及び「エコ・ファーストの約束」の取り組みを進めてまいります。

また、社会課題として働き方改革を全社で推進するとともに女性が活躍できる職場環境の実現、ダイバーシティマネジメントの実践など人的資本への投資による企業価値向上に努めてまいります。

ガバナンスに関しては清水建設株式会社の連結子会社化に伴い、少数株主の利益保護の観点から取締役会の諮問機関として「特別委員会」を設置し、同社またはその完全子会社との利益が相反する重要な取引・行為の有無について審議・検討を継続してまいります。

(2) 働き方改革の取り組み

当社は、「従業員を大切にできる会社」を経営ビジョンとして掲げ、従業員一人ひとりが「自身の人生を豊かに楽しく！」を実感できるよう、ワークライフバランスの充実を図る取り組みを続けております。従来、持続可能な発展のために、年度毎に休日取得目標を定め、目標達成に向け課題を洗い出し、継続的に取り組んでおりますが、2024年4月から建設業においても時間外労働に対して罰則付きの上限規制が適用されます。従業員の労働状況の適切な把握と併せ、特定月に時間外労働45時間以内を目標とする「チャレンジ45」活動を全支店で実施しており、上司と部下による「1on1ミーティング」も積極的に活用して課題解決に取り組んでまいります。また、女性活躍、外国人の受入及び障がい者雇用の推進を含めた人財確保・育成に引き続き取り組むとともに、情報化施工等ICTを活用した工事現場での生産性向上や、業務改善、基幹システムの更新による業務効率化等の施策と併せて、当社グループ一丸となって働き方改革をさらに推進してまいります。

(3) 建設事業

人命尊重を最優先に安全第一主義のもと、「質の高い仕事」をすることに徹して、企業価値を高める施策を確実に推進してまいります。大規模工事はもとより、中・小規模工事においても情報化施工、ICTの活用度を高め、災害や事故の発生を抑制するとともに品質向上、コストダウンによる収益率の向上を目指しております。

また、当社グループの重点実施事項として掲げております「エリア環境に適合した戦略的営業を実行し、質の高い受注を拡大する」という目標達成に向け、スピードと攻めの姿勢に徹した提案営業を強化するとともに、清水建設株式会社と連携した新たな領域での民間営業を展開してまいります。

さらに、人材育成については特に力を入れ若手技術者のスキルアップのための教育指導を強化し、技術の伝承に取り組むとともに、業務改善による“働き方改革”を加速し、従業員に対し技術面、管理面の意識を高める指導を行うことにより次世代の担い手づくりも進めてまいります。

(4) 製造・販売事業

原材料価格や燃料、電力価格の高騰が続いている中、利益の確保に向け、コストに見合う価格改定を実施するとともに、引き続きコスト削減に取り組んでまいります。

また、営業力の強化と製造・販売拠点の効率化のための拠点再配置を進めることにより、シェアの拡大を図ります。

さらに、安全環境対策につきましても、効果的な技術開発と環境に配慮した設備投資を実施するとともに、グリーン電力への切り替えや、化石燃料に代わる代替燃料の導入も進めてまいります。

(5) 海外事業

アジア地域における新型コロナウイルス感染症の影響が減少し、経済活動が回復傾向にある中、海外現地法人を有しているマレーシア、タイでは、現地優良企業及び日系企業からの受注を軸に、より高付加価値なサービスを提供できるよう目指してまいります。さらに、新たな収益源となる事業として、引き続き高機能舗装材の販売促進を推進するとともに、清水建設株式会社との連携強化を通じ海外事業の拡大に取り組んでまいります。また、今後の海外事業展開に必要な人材育成強化、海外現地法人の現地化を継続し、収益体制を強固なものにしてまいります。

(6) グループ事業

当社との連携強化やM&Aを含め、経営環境に応じたエリア戦略の実行による事業領域拡大、収益力強化と成長力底上げを実現するため、営業所・合材センター・地域舗装会社の連携をさらに深めるとともに、内部統制体制・コンプライアンス強化とICT環境の整備による効率化を進め、グループ支援体制の強化を図ってまいります。

(7) コンプライアンスの徹底

当社グループは、中期経営計画の重要課題の1つに「コンプライアンスの徹底」を掲げ、「コンプライアンス基本理念」及び「コンプライアンス指針」を制定して役職員の行動規範とするとともに、毎年7月30日を「コンプライアンスの日」と定めて経営幹部を対象とした特別講演や事業所単位での勉強会等を行い、役職員のコンプライアンス意識向上を図っております。また、シミズグループの一員として、清水建設株式会社の社是である「論語と算盤」の啓蒙に努めているほか、事業活動における独占禁止法違反等を防止するための諸施策を継続的に実施しております。これらの取り組みを推進し、コンプライアンスのさらなる徹底を図り、皆様から高い信頼を得る企業風土を醸成してまいります。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 出 資 比 率	当社との関係
清水建設株式会社	74,365百万円	50.1%	建設工事の請負、舗装資材等の販売、建設工事の発注等

(注) 1. 当社の親会社は清水建設株式会社であり、同社は当社株式4,403千株（出資比率50.1%）を保有しております。なお、同社は当社の現在の企業文化や経営の自主性を尊重する方針であります。

2. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社等との下請発注・受注及び資材販売の取引条件につきましては、市場価格、総原価等を勘案して、取引毎に交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社等との重要な取引については、上記の留意事項や少数株主の利益保護の観点から独立社外役員で構成される特別委員会において審議・検討を行い、取締役会に対して助言・勧告を経たうえで、当社が社内基準に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

また、当社は特別委員会に対して、当該取引に関する事項を定期的に報告し、当該委員会は、当社の利益が害されていないかどうかを定期的に監視しております。

(3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(4) 親会社との重要な財務及び事業の方針に関する契約等

当社が定めた「親会社との協議・報告に関する規程」及び「親会社事前の協議・報告基準」により、協議事項・報告事項について、事前の協議または報告を行っております。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エヌディーリース・システム株式会社	60百万円	100%	総合リース業、コンピュータソフトウェアの開発及び販売他
エヌディック株式会社	25	100	保険代理業
スポーツメディア株式会社	90	100	スポーツ施設等の企画・運営
環境緑化株式会社	70	100	公園・緑地・庭園等の造園工事

7. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

建設事業

舗装・土木・建築工事、その他建設工事全般に関する事業

製造・販売事業

アスファルト合材・乳剤、その他舗装用材料の製造・販売・リサイクルに関する事業

賃貸事業

自動車・事務用機器等のリース業務等

その他

不動産業、コンピュータソフトウェアの開発及び販売、事務用機器の販売、保険代理業、スポーツ施設等の企画・運営他

8. 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

(1) 当社の主要な営業所及び工場

本 社 東京都港区新橋一丁目6番5号

営業所	
名 称	所在地
東 京 支 店	東京都文京区
北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市
中 部 支 店	愛知県名古屋市
関 西 支 店	大阪府大阪市
四 国 支 店	香川県高松市
中 国 支 店	広島県広島市
九 州 支 店	福岡県福岡市
北 信 越 支 店	新潟県新潟市
東 北 支 店	宮城県仙台市
北 海 道 支 店	北海道札幌市

その他国内96カ所に営業所・出張所等設置

工 場	
名 称	所在地
川崎アスコン	神奈川県川崎市
埼玉合材センター	埼玉県所沢市
名古屋合材センター	愛知県名古屋市
泉北りんかい合材センター	大阪府泉大津市
香川アスコン	香川県坂出市
岡山合材センター	岡山県岡山市
福岡合材センター	福岡県宗像市
新潟合材センター	新潟県新潟市
仙台南アスコン	宮城県岩沼市
サッポロアスコン	北海道北広島市

その他国内79カ所に合材センター・混合所・乳剤工場・リサイクル工場設置

(2) 重要な子会社

名 称	所在地
エヌディーリース・システム株式会社	東京都文京区
エヌディック株式会社	東京都港区
スポーツメディア株式会社	東京都港区
環境緑化株式会社	東京都大田区

9. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,349(572)名	増9(減17)名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,660(388)名	減28(減3)名	41.6歳	14.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,000
株式会社三井住友銀行	500

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況に関する事項

1. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 38,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,789,268株
 (3) 株主数 4,086名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
清水建設株式会社	4,403千株	50.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	505	5.7
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	355	4.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	351	4.0
日本道路取引先持株会	280	3.2
MSIP CLIENT SECURITIES	196	2.2
明治安田生命保険相互会社	124	1.4
日本道路従業員持株会	112	1.3
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	82	0.9
CEPLUX - THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	72	0.8

(注) 持株比率は自己株式 (409株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の場合(2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井 敏行	
代表取締役	曾根 豊次	執行役員副社長 管理本部長兼業務リスク管理担当
取締役	伊藤 馨	専務執行役員 営業本部長兼安全環境品質・海外事業担当
取締役	河西 俊彦	執行役員 経営企画部長
取締役(社外)	松本 拓生	恵比寿松本法律事務所 代表 株式会社エプリー 社外監査役 全保連株式会社 社外監査役 株式会社フェローテックホールディングス 社外監査役
取締役(社外)	森村 望	
常勤監査役	楠田 靖紀	
常勤監査役(社外)	田頭 能成	
監査役(社外)	藤野 秀美	藤野秀美税理士事務所 所長 帝国通信工業株式会社 社外取締役
監査役(社外)	山森 裕一	株式会社オリコフォレントインシュア 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役松本拓生氏、森村 望氏及び監査役藤野秀美氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2022年6月24日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって、取締役久松博三氏及び取締役中里晋一郎氏は、任期満了により退任いたしました。
- (2) 2022年6月24日開催の第117回定時株主総会において、森村 望氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
3. 監査役4氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (1) 常勤監査役楠田靖紀氏は、当社の監査室長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (2) 常勤監査役田頭能成氏は、清水建設株式会社での豊富な業務経験と知識を有しており、客観的かつ公正な立場から適切な監査を遂行するための財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (3) 監査役藤野秀美氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (4) 監査役山森裕一氏は、金融機関での豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき各社外取締役及び各社外監査役との間で、法令の定める限度まで社外取締役及び社外監査役の責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等（既に退任または退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が負担することとなる損害（防御費用、損害賠償金及び和解金等）を填補するものであります。

ただし、故意による法令違反等に起因する被保険者自身の損害等を補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

また、当該保険契約は、1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 会社役員の報酬等

① 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	その他の報酬	
取締役 (うち社外取締役)	187 (12)	154 (12)	32 (-)	- (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	47 (27)	43 (25)	4 (2)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	234 (40)	197 (38)	37 (2)	- (-)	12 (6)

- (注) 1. 上記には、2022年6月24日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
 2. 使用人分給与の支払いはありません。
 3. 上記には、2023年6月23日支給予定の当事業年度に係る取締役賞与（4名）32百万円、監査役賞与（2名）4百万円を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第111回定時株主総会において、使用人分給与を含む年額300百万円（うち社外取締役は年額20百万円）以内と決議されております。なお、当時の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第104回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。なお、当時の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、代表取締役及び独立社外役員から構成される役員人事委員会に諮問し、答申を得ております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び自社株式取得目的報酬並びに業績連動報酬等としての役員賞与で構成され、独立社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

なお、当社の監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び業績連動報酬等としての役員賞与で構成され、非常勤監査役の報酬は基本報酬のみとしております。監査役の個人別の報酬の額は監査役の協議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

1) 固定報酬に関する方針等

基本報酬は、月例の固定報酬とし、経営及び業務執行を担う職責に対し、その対価として支給します。基本報酬は、従業員給与水準、他社水準も考慮しながら、経営環境を総合的に勘案して決定することとします。

自社株式取得目的報酬は、株主視点を経営に反映し、中長期的な株主価値の向上に資するため、自社株式を購入することを目的として、各月ごとに基本報酬と併せて支給します。同様の職位を担う場合、個人別の自社株式取得目的報酬は同額とし、役員持株会を通じて自社株式を購入し、在任期間中及び退任後一定期間継続してこれを保有するものとします。

2) 業績連動報酬等に関する方針等

業績連動報酬等は、金銭報酬の役員賞与のみとし、短期的な業績向上へのインセンティブと位置づけ、親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり配当額を役員賞与に係る業績指標とします。役員賞与は、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が2,000百万円、1株当たり配当金が70円に達した場合に限り支給することとし、いずれか一方の業績指標が当該基準に満たない場合は支給しないこととします。

なお、当事業年度の実績は、親会社株主に帰属する当期純利益5,704百万円、1株当たり配当金280円（普通配当180円・特別配当100円）であり、当該基準を満たしております。業績連動報酬等の額は、固定報酬の額に、目標達成度等に対する評価を行ったうえで一定の割合を乗じる方法により算定しております。

3) 報酬等の割合に関する方針等

役位別の報酬の種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の報酬水準を踏まえ、役位ごとに各種報酬の割合を定めるものとします。なお、当社の取締役報酬は固定報酬である基本報酬及び自社株式取得目的報酬並びに業績連動報酬等である役員賞与で構成されており、非金銭報酬は支給しないものとします。

取締役の報酬等の種類別の割合の目安は次のとおりとしますが、各事業年度の業績指標に関する実績に応じて変動するものとします。

役位	固定報酬	業績連動報酬
会長	85%	15%
社長	80%	20%
副社長	80%	20%
専務	80%	20%
常務	85%	15%
取締役	85%	15%

4) 報酬等の決定の委任に関する事項等

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、取締役会決議に基づき代表取締役社長に委任するものとしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び役員賞与の額とし、役員賞与については各取締役の担当部門の目標達成度、当社グループの経営成績に対する貢献度等を踏まえた評価配分を含むものとします。

代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役及び独立社外役員から構成される役員人事委員会（その他外部有識者を構成員とする場合があるものとする。）に取締役の個人別の報酬等の額を開示のうえ、各取締役の基本報酬の額及び役員賞与の額について諮問し答申を得るものとします。代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて取締役の個人別の報酬の額を決定するものとします。

なお、当事業年度の実績の個人別の報酬等の具体的な内容の決定につきましては、2022年6月24日開催の取締役会において、各取締役の基本報酬の額の決定を代表取締役社長石井敏行氏に委任する旨の決議をしております。また、2023年4月27日開催の取締役会において、各取締役の役員賞与の額の決定を代表取締役社長石井敏行氏に委任する旨の決議をしております。これらの権限を委任した理由は、当社グループの業績等を踏まえた各取締役の担当部門についての評価を行うことについて、代表取締役社長が適していると判断したためです。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会で判断した理由

当事業年度の実績に係る取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会の諮問機関である役員人事委員会が、決定方針との整合性を含めて審議したうえで答申し、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定した報酬の額を確認しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先	当社との関係
取締役	松本拓生	恵比寿松本法律事務所 代表 株式会社エブリー 社外監査役 全保連株式会社 社外監査役 株式会社フェローテックホールディングス 社外監査役	特別な取引関係はありません。
取締役	森村望	該当事項はありません。	特別な取引関係はありません。
監査役	田頭能成	該当事項はありません。	特別な取引関係はありません。
監査役	藤野秀美	藤野秀美税理士事務所 所長 帝国通信工業株式会社 社外取締役	特別な取引関係はありません。
監査役	山森裕一	株式会社オリコフォレントインシュア 非常勤監査役	特別な取引関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況（社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要を含む）
取締役	松本 拓生	<p>弁護士としての豊富な経験、高い見識と独立性を保った立場から、取締役会では、当社のコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスに関する助言や取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っており、また、役員人事委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議に携わるとともに、独立社外役員会議の委員として当社の事業等に関する事項等について発言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を適切に果たしております。</p> <p>特別委員会の委員として、少数株主の利益保護の観点から、親会社等との重要な取引・行為の有無について、審議・検討を行い、取締役会に対して助言・勧告を行っております。</p> <p>（当期開催の取締役会14回/15回（出席率93%）、役員人事委員会5回/5回（出席率100%）、独立社外役員会議4回/4回（出席率100%）、特別委員会9回/9回（出席率100%））</p>
取締役	森村 望	<p>経営者としての豊富な経験、高い見識と独立性を保った立場から、取締役会では、当社の事業及びコーポレート・ガバナンスに関する助言や取締役会の適正性を確保するための発言を行っており、また、役員人事委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議に携わるとともに、独立社外役員会議では、筆頭独立社外取締役として、会議を主導しており、社外取締役に求められる役割・責務を適切に果たしております。</p> <p>特別委員会の委員長として、少数株主の利益保護の観点から、親会社等との重要な取引・行為の有無について、審議・検討を行い、取締役会に対して助言・勧告を行っております。</p> <p>（2022年6月24日に社外取締役就任以来開催された取締役会12回/12回（出席率100%）、役員人事委員会3回/3回（出席率100%）、独立社外役員会議4回/4回（出席率100%）、特別委員会9回/9回（出席率100%））</p>
監査役	田頭 能成	<p>建設業に関する高い見識を活かし、取締役会及び監査役会では、当社グループの経営における重要事項に関して常勤監査役として客観的・中立的立場から適宜必要な発言を行っております。また、内部監査を行う監査室から定期的に監査状況の報告を受け、監査室と連携して当社グループの事業所等の監査を実施しております。</p> <p>（当期開催の取締役会15回/15回（出席率100%）、監査役会15回/15回（出席率100%））</p>
監査役	藤野 秀美	<p>税理士としての経験を活かし、取締役会及び監査役会では、社外監査役として他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務執行を監査し、財務・税務に関して適宜必要な発言を行っており、また、役員人事委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議に携わるとともに、独立社外役員会議の委員として当社の事業等に関する事項等について発言を行っております。</p> <p>特別委員会の委員として、少数株主の利益保護の観点から、親会社等との重要な取引・行為の有無について、審議・検討を行い、取締役会に対して助言・勧告を行っております。</p> <p>（当期開催の取締役会14回/15回（出席率93%）、監査役会14回/15回（出席率93%）、役員人事委員会4回/5回（出席率80%）、独立社外役員会議4回/4回（出席率100%）、特別委員会9回/9回（出席率100%））</p>
監査役	山森 裕一	<p>金融機関及び事業会社での豊富な経験を活かし、取締役会及び監査役会では、社外監査役として他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しており、当社の事業や資金調達等について客観的・中立的立場から適宜必要な発言を行っております。</p> <p>（当期開催の取締役会15回/15回（出席率100%）、監査役会15回/15回（出席率100%））</p>

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、発注諸官庁に対する証明書発行業務でありません。

(4) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、下記のとおり、会社の業務の適正を確保するために内部統制システムの基本方針を定めております。

内部統制システムの基本方針

① 業務運営の基本方針

- 1) 当社は次のとおり経営理念を定め、目指すべき経営の拠り所とする。
(経営理念)

ESG経営を推進することによって、社会から信頼され、存続を望まれる企業になるとともに、持続可能な社会づくりに貢献する。

- 2) 当社は、上記経営理念を踏まえ、誠実に経営を進め、本業を通じて社会に貢献するため、「ESG委員会」を設置し、当社グループ（当社及び子会社、以下同じ。）の持続的な企業価値の向上を目指す。
また、経営理念を具体的に織り込んだ「経営基本方針」を年度毎に策定するとともに、経営基本方針に基づいた「安全衛生・品質・環境方針」を定め、それぞれの「行動指針」を明示し、日常の業務運営の指針とする。

② 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の強化・推進と業務上のリスクの未然防止を図るため、「業務リスク管理委員会」を設け、所管部署として業務リスク管理部を置き、「コンプライアンス基本理念・指針」に則り建設業法をはじめとする業務上順守すべき法令、行動規範の周知並びに実行・管理を推進し、企業倫理の徹底に取り組む。

安全・環境については、それぞれを所管する部署が、定期的教育（集合・イントラネット）を実施するとともに、「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」をそれぞれ設置し、関係法令の順守はもとより、公衆災害等の防止、環境保全活動の推進に努める。

また、独占禁止法違反行為を排除するため、独禁法順守マニュアルを適宜見直し、啓蒙資料の一層の整備充実を図るとともに、公共工事の入札経緯モニタリングシステムなど検証の仕組みを整備・運用し、就業規則中に設けられた懲戒規定を厳格に運用することで、法令・定款違反の牽制・防止・早期発見を行う。

さらに、社会の安全や秩序、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で組織的に対応する。反社会的勢力との関係を遮断・排除するために、「コンプライアンス指針」に「反社会的勢力とは一切の関係を持たない」ことを明記するとともに、不当要求等の発生時の対応を統括する部署を総務部に設け、警察等関連機関とも連携し対応する。

上記の体制の支店及び現業部門の要として支店幹部により構成される「支店業務リスク管理委員会」を設け、現業部門のコンプライアンス教育及びリスク管理の実践の場として、各事業所職員全員で組織する「業務リスク連絡会」を設ける。なお、当社では、社内に「コンプライアンス相談窓口」、社外の専門会社に「日本道路企業倫理の窓口」を設け、当社グループの役職員が当社グループ内においてコンプライアンス基本理念・指針に違反した行為または違反するおそれのある行為が行われていることを知った時は、直接相談することができる体制を敷くとともに、「日本道路企業倫理の窓口」を取引先からの通報を受け付ける窓口とする。また、これらの通報者に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いは行わない。

③ リスク管理のための体制

当社は、内部統制システムの構築及びリスク管理体制全体を統括する組織として、「業務リスク管理委員会」に「内部統制部会」を設け、これを所管する担当取締役を置き、当社グループのリスクを評価し管理にあたる。

コンプライアンス、安全、環境、品質に係るリスクについては、「業務リスク管理委員会」「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」「中央ISO委員会」を設け、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備する。また、安全衛生マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、品質マネジメントシステムを実行し、継続的改善を図る。

現業事業所に業務リスク管理担当者を、また各支店に業務リスク管理責任者を置き、これらを業務リスク管理部が統括するラインとし、通常業務を遂行するためのラインとは別途のリスク情報の吸い上げ及びリスクの未然防止のための情報伝達や教育のためのラインとして活用するとともに、現業事業所自らが業務上のリスクを点検するための体制として整備する。

また、内部統制システムの運用状況の評価を監査事項として「内部監査規程」に定め、監査室が定期的な監査を実施する。

なお、当社は、弁護士・会計監査人等の第三者に、業務遂行上の必要に応じ適宜相談し、助言・指導を受けている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において会社業務の執行方針を決定し、法令に定める事項、その他重要事項について決議・承認を行い、また、取締役の業務の執行状況を監督する。

さらに、経営の基本方針及び業務執行方針を協議し、社長を補佐するとともに、取締役会から付託された事項に応えるために、代表取締役、取締役等を構成員とする経営会議を設置し、業務執行上の重要事項の審議並びに報告を行う。

独立社外役員会議及び役員人事委員会を設置し、これらの協議と勧告による取締役会審議の実質化を図る。

また、業務の意思決定・経営監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の活性化とチェック機能を強化するため、執行役員制度を執るとともに、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、定款並びに社則「文書管理規則」に基づき、文書等を適切に保存・管理する。これらの書類については、取締役及び監査役が常時閲覧可能な体制を整えている。

情報の管理については、「業務リスク管理委員会」に設けた「内部統制部会」を審議機関とし、経営企画部を所管部署と定め、「情報セキュリティ基本方針」に則り当社グループ全体が保有する情報資産の保護・安全管理に努めるとともに、情報セキュリティ教育の実施並びに継続的改善を図る。

また、社則「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則」、「社内情報システム管理規則」に基づいて情報セキュリティ管理の徹底を図るとともに、パソコン、データ、ネットワーク回線の保護対策を組織的に実施する。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の経営理念・経営基本方針及びコンプライアンス基本理念・指針を、グループ各社が共有するものとし、グループ各社が自主性を発揮し、事業目的の遂行と関連企業としてグループ全体の企業価値を高める経営を行うべく、次のことを実施する。

- 1) 当社グループの取締役において、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識を強化するとともに、財務報告の適正性を確保するため、全役職員に対しあらゆる機会を捉え周知徹底を図る。
- 2) 子会社の指導・育成等管理すべき事項を、社則「関係会社管理規則」に定めるとともに、関係部署が所管し、グループ各社の内部統制については、経営企画部が総括的に統轄すると定める。
- 3) 子会社に、社則「関係会社管理規則」に基づき一定の事項について当社への報告または承認を得ることを義務付ける。
- 4) 主要な子会社との間で定期的な子会社経営報告会を開催し、内部統制システムの整備の状況、事業の状況等報告を受け、グループ戦略について協議する。
- 5) 子会社の役職員に、当該子会社または当社グループに重大な影響を及ぼす事実、またはその可能性のあることを知ったときには、直ちに当社に報告するべきことを周知徹底する。
- 6) 「コンプライアンス相談窓口」「日本道路企業倫理の窓口」をグループ各社の役職員が利用できるものとし、当社グループ全体としてコンプライアンス体制を強化・推進する。

⑦ 監査役の監査を支える体制

当社は、監査役の監査を支える体制を次のように構築している。

- 1) 監査役を補助する専属使用人は設けないが、監査役の依頼に基づき、監査室の職員が監査業務を補助する。
- 2) 監査役の依頼に基づき監査業務を補助する職員は、取締役からの指揮命令を受けず、監査役の指揮命令下に置き、当該職員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対応する。
- 3) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社または当社グループに重大な影響を及ぼす事項、また、監査室が行う内部監査の実施状況等の内容を速やかに報告する。報告の方法については、取締役と監査役会の協議により決定する。
- 4) 「コンプライアンス相談窓口」「日本道路企業倫理の窓口」を所管する業務リスク管理部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- 5) 子会社の役職員は、当該子会社または当社グループに重大な影響を及ぼす事項またはその可能性のあることを知ったときは、監査役に報告するものとする。また、監査役から報告の要請を受けたときは速やかに報告しなくてはならないものとする。
- 6) 当社グループの役職員が直接に監査役に通報できる窓口を設置する。
- 7) 監査役に報告した役職員が、本項の報告または通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないこととし、その旨を周知徹底する。
- 8) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に基づく業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 業務運営の基本方針

当期におきましては、2022年2月9日開催の取締役会において2022年度の経営方針を決議し、グループ全体への周知徹底を図りました。

② 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは毎年7月30日を「コンプライアンスの日」とし、コンプライアンスの継続的徹底を図ることとしております。当期におきましては、「コンプライアンスの日」の活動として、弁護士による独占禁止法順守に係る特別研修を実施し、「コンプライアンス啓蒙週間」を定めて事業所毎に勉強会等を行いました。独占禁止法違反の再発防止に向けた取り組みとしては、新たに「工事の入札に係る役員・従業員の行動規則」を制定してその運用を開始したほか、同業者との接触に係る事前審査、営業職員の行動記録確認、公共入札に係るモニタリングシステム等の施策を継続し、第三者による独占禁止法の順守状況の監査を行いました。

安全・環境については、安全衛生計画・環境計画に基づき、労働災害等の事故の抑制と環境問題の防止に向けた取り組みを実施しております。

支店業務リスク管理委員会の開催状況、内部通報窓口の運用状況等は、業務リスク管理委員会に報告されております。

③ リスク管理のための体制

当社は、現業事業所に業務リスク管理担当者、支店に業務リスク管理責任者を置き、これらを業務リスク管理部が統括するラインとして活用するとともに、支店、現業事業所が業務上のリスクを自ら点検する体制を維持しています。リスク管理の状況は、業務リスク管理委員会（当期中4回開催）、内部統制部会（当期中11回開催）、業務リスク管理責任者会議（当期中5回開催）において報告、評価等を行い、監査室の内部監査によりこれらの実施状況を監視しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会（当期中15回開催）、経営会議（当期中17回開催）において経営方針及び業務執行上の重要事項を審議し、効率的な意思決定を行っているほか、独立社外役員会議（当期中4回開催）、役員人事委員会（当期中5回開催）による社外役員のモニタリング機能の強化を図っております。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、会計書類、その他業務執行に関する書類等は、法令や文書管理規則に基づき適切に保存・管理しております。また、情報セキュリティに関する安全管理措置を講じ、標的型攻撃メール訓練、ITセキュリティ対策等を実施しております。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規則に基づき、一定の重要事項については当社に報告することまたは当社の承認を得ることを子会社に義務付けております。

当期においては、主要な子会社の経営報告会を7回実施し、各社の経営状況や課題等の討議を通じ、各社の経営の監督に努めております。

⑦ 監査役の監査を支える体制

当社は、監査室が内部監査の結果を監査役に報告し、監査役と常時情報交換を行い、監査役の監査との連携を図っております。また、業務リスク管理部が内部通報の状況等を監査役に定期的に報告し、常勤監査役が業務リスク管理委員会にオブザーバーとして参加すること等により、監査役とリスク管理に関する情報の共有を図っております。当社グループの役職員には、役員・執行役員のコンプライアンス違反を通報の対象とする監査役直通窓口を設置している旨を周知しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は財務体質の強化及び安定的な経営基盤の確保、従業員の生活水準の安定・向上を図るとともに、株主の皆様に対しましては、安定配当の維持と適正な利益還元を利益配分の基本方針としております。

また、企業体質の強化、将来に向けた研究開発、設備投資を行うため内部留保の充実も図ってまいります。

当期の期末配当金につきましては、2023年5月11日開催の取締役会において、1株当たり280円（普通配当180円・特別配当100円）と決議しております。

2024年3月期の配当につきましては、1株当たり300円（連結配当性向40.6%）を予定しております。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議で行う旨を定款に定めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	112,989
現金預金	38,159
受取手形・完成工事未収入金等	57,573
電子記録債権	4,751
リース債権及びリース投資資産	8,332
商品	158
未成工事支出金	76
原材料	1,129
その他	2,844
貸倒引当金	△37
固定資産	38,860
有形固定資産	33,947
建物・構築物	8,087
機械・運搬具・工具器具・備品	5,314
賃貸資産	1,332
土地	17,701
建設仮勘定	1,511
無形固定資産	1,950
投資その他の資産	2,962
投資有価証券	1,326
その他	1,727
貸倒引当金	△91
資産合計	151,850

負債の部	
流動負債	47,146
支払手形・工事未払金等	30,779
電子記録債務	7,560
短期借入金	100
未払金	1,295
未払費用	2,263
未払法人税等	2,060
未成工事受入金	1,499
完成工事補償引当金	62
工事損失引当金	172
役員賞与引当金	63
その他	1,287
固定負債	7,794
長期借入金	6,600
退職給付に係る負債	940
その他	253
負債合計	54,941
純資産の部	
株主資本	97,103
資本金	12,290
資本剰余金	14,524
利益剰余金	70,291
自己株式	△2
その他の包括利益累計額	△340
その他有価証券評価差額金	245
為替換算調整勘定	△432
退職給付に係る調整累計額	△152
非支配株主持分	146
純資産合計	96,909
負債及び純資産合計	151,850

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		155,353
売上原価		140,293
売上総利益		15,059
販売費及び一般管理費		9,363
営業利益		5,695
営業外収益		
受取利息及び配当金	152	
為替差益	36	
その他	87	276
営業外費用		
支払利息	26	
その他	25	51
経常利益		5,920
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	2,791	2,804
特別損失		
固定資産除却損	61	
減損損失	25	
その他	2	90
税金等調整前当期純利益		8,635
法人税、住民税及び事業税	2,831	
法人税等調整額	92	2,923
当期純利益		5,711
非支配株主に帰属する当期純利益		7
親会社株主に帰属する当期純利益		5,704

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,290	14,524	66,425	－	93,240
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,845		△1,845
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,704		5,704
自己株式の取得				△2	△2
連結範囲の変動			7		7
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,866	△2	3,863
当期末残高	12,290	14,524	70,291	△2	97,103

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	2,006	△548	169	1,627	138	95,006
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,845
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,704
自己株式の取得						△2
連結範囲の変動						7
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,761	115	△322	△1,968	7	△1,960
連結会計年度中の変動額合計	△1,761	115	△322	△1,968	7	1,902
当期末残高	245	△432	△152	△340	146	96,909

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	86,440	流動負債	42,731
現金預金	26,356	支払手形	4,835
受取手形	2,668	工事未払金	18,069
完成工事未収入金	42,722	買掛金	4,541
売掛金	5,971	電子記録債務	7,560
電子記録債権	4,556	短期借入金	100
未成工事支出金	72	未払金	924
原材料	1,094	未払費用	2,056
短期貸付金	226	未払法人税等	1,638
その他	2,783	未成工事受入金	1,467
貸倒引当金	△11	完成工事補償引当金	62
固定資産	44,193	工事損失引当金	172
有形固定資産	31,018	役員賞与引当金	37
建物・構築物	8,025	その他	1,263
機械・運搬具	2,755	固定負債	7,148
工具器具・備品	291	長期借入金	5,600
土地	17,608	退職給付引当金	653
リース資産	832	その他	895
建設仮勘定	1,505	負債合計	49,879
無形固定資産	1,920	純資産の部	
投資その他の資産	11,254	株主資本	80,516
投資有価証券	1,151	資本金	12,290
関係会社株式	911	資本剰余金	14,520
長期貸付金	8,253	資本準備金	14,520
その他	1,347	利益剰余金	53,708
貸倒引当金	△410	利益準備金	3,072
資産合計	130,633	その他利益剰余金	50,635
		固定資産圧縮記帳準備金	724
		別途積立金	21,365
		繰越利益剰余金	28,546
		自己株式	△2
		評価・換算差額等	237
		その他有価証券評価差額金	237
		純資産合計	80,753
		負債及び純資産合計	130,633

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	111,285	
製品等売上高	23,856	135,142
売上原価		
完成工事原価	101,054	
製品等売上原価	22,514	123,569
売上総利益		
完成工事総利益	10,230	
製品等売上総利益	1,342	11,573
販売費及び一般管理費		7,855
営業利益		3,717
営業外収益		
受取利息及び配当金	212	
その他	94	306
営業外費用		
支払利息	98	
その他	24	122
経常利益		3,901
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	2,791	2,804
特別損失		
固定資産除却損	61	
その他	2	64
税引前当期純利益		6,641
法人税、住民税及び事業税	2,075	
法人税等調整額	117	2,192
当期純利益		4,448

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
		資 準 備 金	本 金 剰 余 金	本 金 計	利 準 備 金	益 金	その他利益剰余金			利 剰 余 金 計		
						固 定 資 産 圧 縮 記 帳 準 備 金	別 積 立 金	途 過 繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	12,290	14,520	14,520	3,072		725	21,365	25,942	51,105	-	77,916	
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮記帳 準備金の取崩						△1		1	-		-	
剰余金の配当								△1,845	△1,845		△1,845	
当期純利益								4,448	4,448		4,448	
自己株式の取得										△2	△2	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-		△1	-	2,603	2,602	△2	2,599	
当期末残高	12,290	14,520	14,520	3,072		724	21,365	28,546	53,708	△2	80,516	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,000	2,000	79,916
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮記帳 準備金の取崩			-
剰余金の配当			△1,845
当期純利益			4,448
自己株式の取得			△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,762	△1,762	△1,762
事業年度中の変動額合計	△1,762	△1,762	836
当期末残高	237	237	80,753

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

日本道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長崎 将彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本道路株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

日本道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長崎 将彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本道路株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

日本道路株式会社 監査役会

常勤監査役 楠田靖紀[㊞]

常勤社外監査役 田頭能成[㊞]

社外監査役 藤野秀美[㊞]

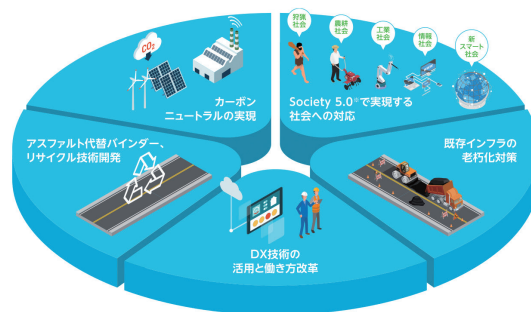
社外監査役 山森裕一[㊞]

以上

日本道路グループの持続可能な社会づくりに関する取り組み

◆中長期技術開発計画「Nichido Mirai Tech-Plan 2050」

カーボンニュートラルの実現や資源循環などの環境課題のほか、社会インフラを支える建設業にとって少子高齢による担い手不足は大きな課題となっています。当社は、CO₂排出低減技術やリサイクル技術の向上、建設ロボットやデジタル技術の活用による建設現場の安全性、生産性の進化を本格化させ、また新たなモビリティ社会の到来に対応するため、中長期技術開発計画「Nichido Mirai Tech-Plan 2050」を策定しました。2050年及びその先の未来に向けた舗装技術の研究・開発を通じて、人と社会の営みに新たな価値を生み出してまいります。



※Society 5.0

サイバー空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（超スマート社会）

		2020	2030	2040	2050
カーボンニュートラルの実現	バーナーなど加熱装置の燃料転換		アンモニア	水素	
	グリーン電力の導入				
	中温化素材の発展		50℃以上低減		
	重機など工事車両のゼロエミッション化	燃料転換・運搬車両EV化	舗装機械EV化	水素	
アスファルト代替バインダー、リサイクル技術開発	アスファルト代替バインダーの開発	基礎研究	代替バインダー開発	非加熱アスファルト合材	
	再生合材リサイクル技術		再生技術検討		
	合材系ECO商品	PETアスコン			
DX技術の活用と働き方改革	自動化・無人化による技術者支援		施工機械自動化・無人化		
	生産性向上技術		ND施工管理システム		
	安全対策		AR/VRの活用		
既存インフラの老朽化対策	舗装の修復技術		As,Conの補修技術		
	長寿命舗装の開発		舗装構造の強化		
	舗装メンテナンス技術		点検技術の迅速化・省力化		
Society 5.0で実現する社会への対応	スマートモビリティに寄与する舗装技術		自動運転対応の舗装		
	スマートシティに対応するユニバーサル舗装技術		環境技術、景観舗装		

◆カーボンニュートラルの実現

カーボンニュートラルアスファルトの導入

当社は、環境先進企業として持続可能な社会の実現を掲げ、様々な取り組みを進めている中、新たな取り組みとして、カーボンニュートラルアスファルトを導入いたします。カーボンニュートラルアスファルトとは、アスファルト合材の材料であるストレートアスファルトの調達の際に、カーボンプレジットを利用してカーボンオフセットを行うアスファルトとなります。

今後は、泉北りんかい合材センターにおいてカーボンニュートラルアスファルトを年間2,000t導入予定であり、これにより約922t-CO₂に相当するCO₂排出の削減を見込んでおり、この取り組みを通じ2050年のカーボンニュートラル実現に貢献してまいります。



▲泉北りんかい合材センター

◆TCFD提言に基づく情報開示

当社は、ESG経営の観点から気候変動対策の取り組みを重要な経営課題の一つと認識し、環境ビジョンを制定し、2050年までの目標と行動指針を設定しています。気候変動がもたらすリスクと機会を適切に把握・分析して、対応策を経営・事業戦略へ反映するとともに、これらの情報をステークホルダーの皆様へ開示していくことは当社の企業価値向上と持続的成長に繋がるものと判断し、TCFD提言への賛同を表明しています。TCFDのフレームワークに基づき、シナリオ分析を通じて経営の強靱化を図り、持続可能な社会の実現と価値向上に努めてまいります。



TCFDに関する詳しい情報はこちらからご覧いただけます。



◆循環型社会に向けた取り組み

PETアスコン

2017年7月に九州北部豪雨で被災した九州旅客鉄道株式会社の日田彦山線の一部区間は、バス高速輸送システム（Bus Rapid Transit、以下「BRT」という。）による「BRTひこぼしライン」として現在復旧事業が進められています。彦山駅～宝珠山駅の約14kmはBRT専用道として整備され、そのうち約6kmの区間において当社の「PETアスコン」（施工面積約23,000㎡）が採用されました。

廃ペットボトルを原材料とした特殊添加剤ニュートラック（NT-5000）をアスファルト合材に混入することにより、約10万本の廃ペットボトルが再利用されます。

2023年夏の開業に向け、安全を最優先に完成に向けて工事が進められています。



▲施工の様子



▲詳細はこちら

清水建設株式会社とのシナジー

》 現場施工事例：京都競馬場整備工事（馬場工区）



京都競馬場／京都府

工期：2020年9月2日～2023年3月10日
工事場所：京都市伏見区段島渡場島町32
発注者：日本中央競馬会
施工者：清水建設株式会社・日本道路共同企業体
工事概要：芝馬場整備工事 102,000㎡
ダートコース整備工事 41,800㎡
障害馬場整備工事 514㎡ほか

日本中央競馬会が計画・発注した京都競馬場の改修工事落札を目指し、清水建設株式会社と当社が共同企業体を結成し、計画書・提案書等を協力して作成、入札に参加した結果、馬場工区の改修工事を落札することができました。

全体の改修計画は2025年に京都競馬場開設100周年を迎えるにあたっての記念事業の一環で、「将来にわたって地域に調和した魅力的な競馬場」かつ「社会や時代に即した競馬場」をコンセプトに、スタンドの改築・改修をはじめ、馬場・厩舎を含めた施設一体を再整備するものです。

約3年半に及ぶ実施工は、清水建設株式会社によるパトロールタワー、厩務員詰所改修の他、共同施工した芝馬場及びダートコース全体の改修など大規模なものとなりました。

競馬場はカーブの曲率や馬場の硬さがレースに大きく影響するため、緻密な作業が要求され日々苦勞の連続でしたが、その要求に応えるため、清水建設株式会社と協力して、また、当社に継承されてきた技術力を礎にして情報化施工等を活用するなど創意工夫を重ねた結果、日本中央競馬会が求める高い品質のコースを無事工期内に完成することができました。

》 二つの展示会に共同出展

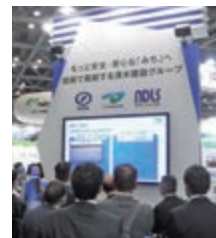
2022年11月、東京ビッグサイトで開催された高速道路の建設・管理に関する新技術・新工法、資機材及び現場支援システム等を一堂に集めた展示会「ハイウェイテクノフェア2022」に清水建設株式会社、当社及び当社子会社のエヌディーリース・システム株式会社の3社で共同出展いたしました。

清水建設株式会社と当社の共同展示では、「高速道路を支える床版更新技術」を、当社の個別展示では、「床版の補修補強工法と舗装工事における環境負荷低減技術」を、エヌディーリース・システム株式会社の個別展示では、建設現場の労働環境改善に貢献できる「快適トイレ付事務室車両マルチJobCar[®]」等を展示いたしました。

また、2023年2月に東京ビッグサイトで開催されたグリーンインフラに関する技術、製品、サービス、先行事例などを一堂に集めた「グリーンインフラ産業展2023」には、清水建設株式会社、同社の協力会社の株式会社ザクティ及び当社の3社で共同出展いたしました。

当社は、間伐材や木廃材を再資源化し主原料にした、環境にやさしい樹100%の循環型リサイクル舗装である「木質成形舗装ブロック」、芝の長さを短い状態で維持可能かつメンテナンスが簡易な「天然芝育成パネル」を展示ブースの床材に使用して展示いたしました。

どちらの展示会もシミズグループとして共同出展するのは今回が初の試みで、多くの方々に展示品へご関心をお寄せいただきました。



「ハイウェイテクノフェア2022」
展示の様子



「グリーンインフラ産業展2023」
展示の様子

2022年度 工事写真

2022年度の工事写真をご紹介します。



(安芸バイパス八本松インターチェンジ／広島県)



(学校法人亜細亜学園／東京都)



(湾岸長島パーキングエリア／三重県)



(山城総合運動公園／京都府)

定時株主総会会場ご案内図

会場	東京都港区新橋一丁目6番5号			
	日本道路株式会社10階会議室 電話番号 03(3571)4891			
交通	■	JR新橋駅		銀座口より 徒歩5分
	■	東京メトロ銀座線 新橋駅(G08)		出口1より 徒歩3分
	■	都営地下鉄浅草線 新橋駅(A10)		出口A3より 徒歩4分
	■	ゆりかもめ 新橋駅(U01)		徒歩4分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。